



【解説】 令和6年度 税制改正大綱

(2023年12月14日公表)

OAG税理士法人



チャレンジが、明日を変える。

【1.個人所得課税】

1. 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充	5
2. 扶養控除等の見直し	6
3. 所得税・個人住民税の定額減税	7
4. 税制適格ストックオプション	11
5. エンジェル税制	14
6. 住宅ローン控除等の拡充	16
7. マイホームを買い換えた場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の延長と見直し	18
8. 住宅特定改修特別税額控除の適用対象の拡大及び延長	19

【2.資産課税】

1. 新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置	21
2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長等	23
3. 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の延長	25
4. 法人版・個人版事業承継税制に係る事業承継計画の提出期限延長	26
5. 登録免許税・印紙税の軽減措置の延長	28

【3.法人課税】

1. 大企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長	31
2. 中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長	33
3. 特定税額控除規定の不適用措置の見直しと延長	35
4. 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長	37
5. 戦略分野国内生産促進税制の創設	39
6. イノベーションボックス税制の創設	42

【3. 法人課税】

7. 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し	45
8. 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し	48
9. オープンイノベーション促進税制の延長	50
10. 認定株式分配に係る課税の特例の見直しと延長	52
11. 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充	55
12. 外形標準課税対象法人の見直し（減資への対応）	57
13. 外形標準課税対象法人の見直し（100%子法人等への対応）	60
14. CN税制(カーボンニュートラルに向けた投資促進税制)の拡充及び延長	63
15. 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻による還付制度の不適用措置の延長	64
16. 中小企業倒産防止共済の損金算入特例の制限	65
17. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	66
18. 買戻条件付の付された一定の種類株式の課税上の取り扱いの明確化	67
19. 隠蔽、仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備	68

【4. 消費課税】

1. プラットフォーム課税の導入	71
2. 高額特定資産を取得した場合の免税事業者・簡易課税の制限措置	73
3. 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	75
4. インボイスでない場合の経過措置（80%等控除）の適用上限設定	76
5. 仕入税額控除（帳簿のみ保存の特例の見直し）	77

【5. 納税環境整備】

1. 支払調書等のe-Taxを使用する方法等による提出義務制度の見直し	79
---	----

1. 個人所得課稅

改正内容（拡充）

生命保険料控除制度のうち、特に遺族保障は、将来の遺族の生活費やこどもの教育費用への備えとして重要です。そのため子育て支援税制の一環として扶養するこどもの有無に応じて生命保険料の控除が拡充されます。なお、大綱には詳細の記載はありませんが、個人住民税についても、同様の引き上げ措置が行われるものと考えられます。

改正の解説

- ・生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、**23歳未満の扶養親族がいる場合には現行の4万円の適用限度額が6万円に引き上げられます。**
- ・ただし、一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の**合計適用限度額は現行の12万円から変更はされません。**
- ・なお、一時払いの生命保険料は、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一に対するリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、生命保険料の控除対象から除かれます。

保険料の区分		控除限度額(現行)	控除限度額(改正後)	
①	一般生命保険料	所得税 4万円	所得税	23歳未満扶養親族あり 6万円
				23歳未満扶養親族なし 4万円
②	介護医療保険料	所得税 4万円	所得税(変更なし)	4万円
③	個人年金保険料	所得税 4万円	所得税(変更なし)	4万円
合計(①+②+③)		所得税 12万円	所得税(合計適用限度額に変更なし)	12万円

●適用時期

令和7年度税制改正大綱において検討し、結論が出る見込みです。

改正内容（見直し）

- ・児童手当について、令和6年10月から所得制限が撤廃されるとともに支給期間が高校生世代まで延長されることになりました。これを踏まえて、**16歳から18歳までの扶養控除**について、15歳以下との取扱いとのバランスを踏まえ**扶養控除が縮小**されます。
- ・**ひとり親控除**について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、**対象となるひとり親の所得要件が緩和**され、**控除額が引き上げ**られます。

改正の解説

（扶養控除の見直し）

16歳から18歳までの扶養控除の引き下げ案	
所得税の控除額	住民税の控除額
(改正前) 年間 38万円	(改正前) 年間 33万円
↓	↓
(改正後) 年間 25万円	(改正後) 年間 12万円

（ひとり親控除の拡充）

	改正前	改正後
適用対象	合計所得金額500万円以下	合計所得金額1,000万円以下
控除額	所得税	38万円
	住民税	33万円

●適用時期

所得税：令和8年分より適用 / 住民税：令和9年分より適用

改正内容（創設）

- ・所得税 居住者の令和6年分の所得税額から、以下の特別控除の額が控除されます。
- ・個人住民税 納税義務者の令和6年分の所得割の額から、以下の特別控除の額が控除されます。

改正の解説

（1）対象者の要件

居住者で令和6年分の**合計所得金額が1,805万円以下**（給与所得の場合は収入金額**2,000万円以下**）の方

（2）特別控除の額(所得税額又は個人住民税の額が限度となります。)

①所得税

本人分： **3万円**

同一生計配偶者等(※1)： **1人につき3万円**

②個人住民税

本人分： **1万円**

控除対象配偶者(※2)又は扶養親族(※3)： **1人につき1万円**

- ※1 配偶者又は扶養親族のうち、その居住者と生計を一にする方で合計所得金額が48万円以下の居住者が該当します。
- ※2 前年の合計所得金額が1,000万円以下である個人住民税の納税義務者の配偶者で、その納税義務者と生計を一にする方のうち前年の合計所得金額が48万円以下の居住者が該当します。
- ※3 個人住民税の納税義務者の親族等で、その納税義務者と生計を一にする方のうち前年の合計所得金額が48万円以下の居住者が該当します。

改正の解説

（3）特別控除の実施方法

①給与所得者の場合

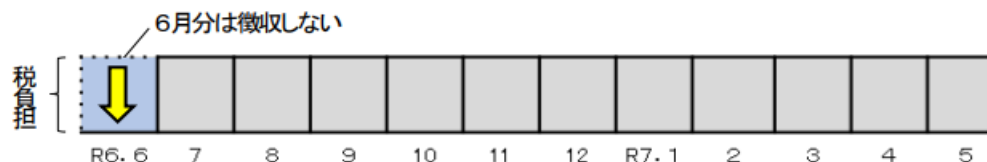
【所得税】令和6年6月1日以後に最初に支給される給与等の源泉徴収税額から特別控除の額が控除されます。

【住民税】令和6年6月の給与支給時には特別徴収は行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額が令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収されます。

- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

（例）給与所得に係る特別徴収の場合

R6.6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」をR6.7月分～R7.5月分の11か月で均す。



出典元：総務省
「令和6年度地方税制改正(案)について」

改正の解説

②公的年金受給者の場合

【所得税】令和6年6月1日以後に最初に支払を受ける公的年金等の源泉徴収税額から特別控除の額が控除されます。

【住民税】令和6年10月1日以後に最初に支払を受ける公的年金等の源泉徴収税額から特別控除の額が控除されます。

③事業所得者等の場合

【所得税】令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額が控除されます。

なお、予定納税額の承認申請をすることで、同一生計配偶者等の特別控除の額も控除することができます。

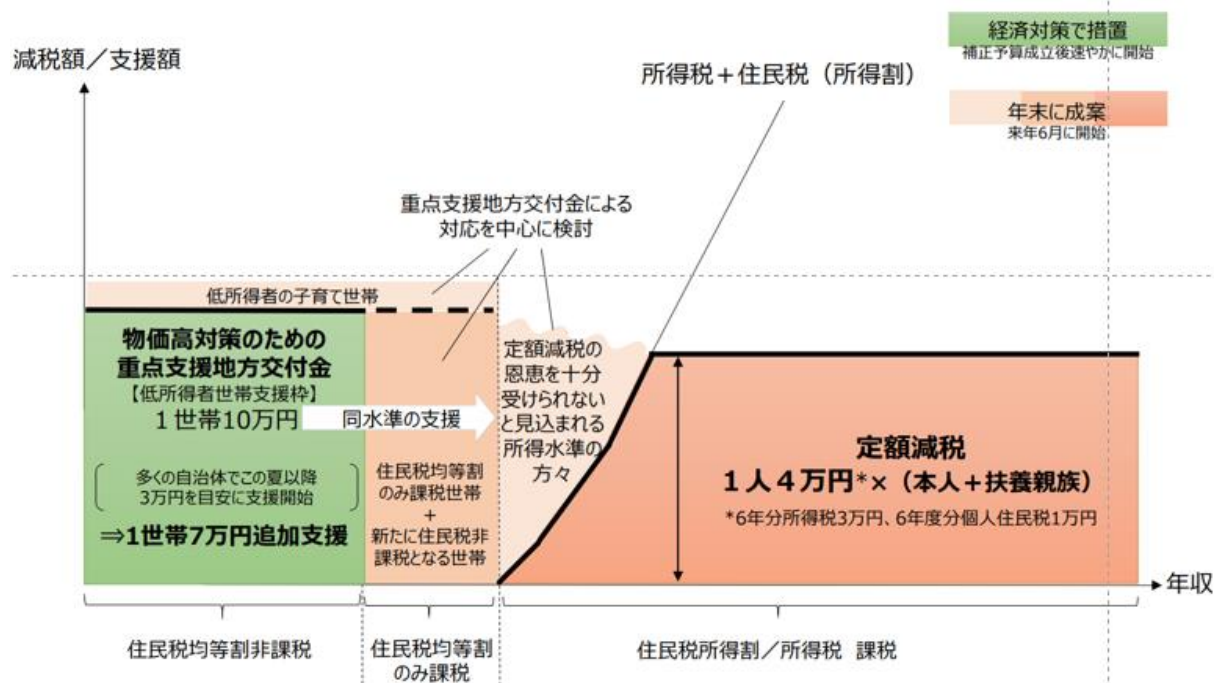
【住民税】令和6年分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額が控除されます。

※参考 令和6年分の納期等の延期

	現行	令和6年の期限
第1期分予定納税額の納期	毎年7月31日	令和6年9月30日
予定納税額の減額の承認申請の期限	毎年7月15日	令和6年7月31日

改正の解説

（４）定額減税及び低所得者支援等(イメージ)



出典元：政府与党政策懇談会資料

●適用時期

給与所得者及び公的年金受給者当については令和6年6月1日以後、事業所得者等については令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から

改正内容（拡充）

1. 設立5年未満の会社が発行する場合は、年間行使限度額が**2,400万円**に引き上げられます。
- 2-1. 設立5年以上20年未満の非上場会社が発行する場合は、年間行使限度額が**3,600万円**に引き上げられます。
- 2-2. 設立5年以上20年未満の上場会社で、上場から5年未満の会社が発行する場合は、年間行使限度額が**3,600万円**に引き上げられます。
3. 適格要件である保管委託につき、金融商品取引業者等の営業所等での管理要件が不要になります。
4. 外部協力者（社外高度人材）に付与する税制適格ストックオプションの要件につき、発行会社の要件および対象となる外部協力者の要件が緩和・拡大されます。

改正の解説

1. 税制適格ストックオプションの年間行使限度額は1,200万円ですが、多くのスタートアップ企業は資金に余裕が無いため給与の代わりにストックオプションを付与する傾向にあります。
スタートアップにより多くの優秀な人材を集めるために、設立5年未満の会社が発行する場合は**2,400万円**に、設立5年以上20年未満の非上場会社または設立5年以上20年未満の上場会社で上場から5年未満の会社が発行する場合は、**3,600万円**に引き上げられます。
2. 適格要件の一つに、金融商品取引業者等の営業所等による保管委託が必要であるため、基本的にIPOすることでしか税制適格になりませんが、出口戦略としてIPO以外のM&A等であっても税制適格が適用されるように、発行会社による株式の管理等だけで要件が満たせることになります。
3. 外部協力者（社外高度人材）に付与する場合、発行会社は「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」の認可を得る必要があります。
認可にはVC等要件（ハンズオンするベンチャーキャピタル等から出資を受けていること、および最初に出資を受けた時点において、資本金が5億円未満かつ常時使用する従業員数が900人以下であること）が必要ですが、このうち資本金及び従業員の要件が廃止されます。
また、対象となる外部協力者の要件が緩和され、対象者の範囲も拡大します。

詳細解説

外部協力者（社外高度人材）への付与

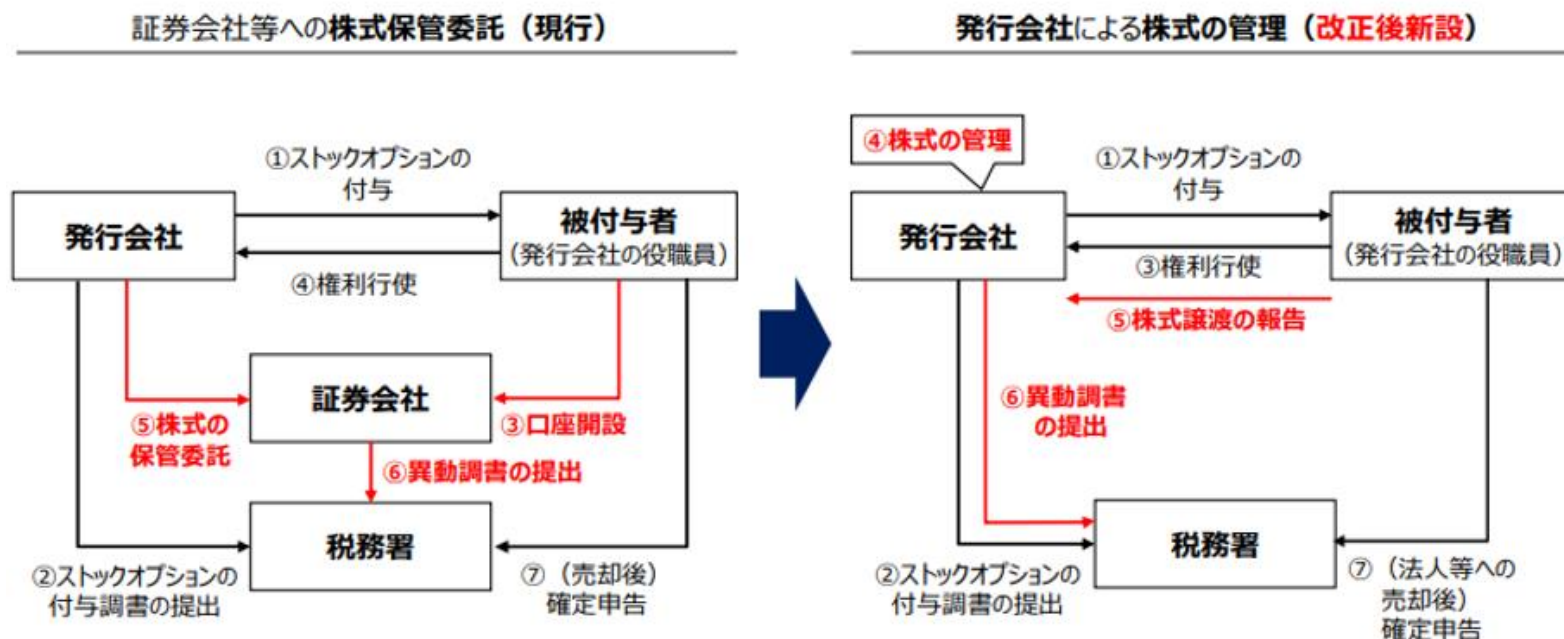
役員や従業員以外の外部協力者にストックオプションを付与する場合、税制適格要件を満たすためには、発行会社の要件および外部協力者が一定の社外高度人材に該当することが必要です。
このうち、社外高度人材については、以下のように緩和および拡大されます。

- ① 弁護士等の国家資格・博士号・高度専門職の在留資格を保有し、かつ3年以上の実務経験がある場合の要件については、3年以上の実務経験を廃止
- ② 上場企業の役員で3年以上の経験がある場合の要件については、1年以上の経験に短縮
- ③ さらに新たな対象者として、以下が追加されました。
 - ア. 教授・准教授
 - イ. 上場会社の幹部社員経験や、一定の非上場会社で役員や幹部社員の経験が1年以上ある者
 - ウ. 製品・サービスの開発に2年以上従事した者につき、一定の売上高要件をクリアした者だけでなく、売上高要件以外の支出要件（試験研究費が40%以上増加・2,500万円以上）等を満たす者
 - エ. 製品・サービスの販売活動に2年以上従事した者で一定の売上高要件（売上が倍増・20億円以上）等を満たす者
 - オ. 資金調達に2年以上従事して資本金等基準（資本金等が倍増・1,000万円以上）等を満たす者

実務上の留意点

適格要件である保管委託が発行会社による株式の管理等だけで要件を満たすことになれば、非上場会社がIPOではなくM&Aされる場合等であっても、付与された役員・従業員等は、給与課税ではなく譲渡課税となります。すなわち、出口戦略がIPO以外の選択肢を得られるため、税制適格ストックオプションの付与理由もM&A等に拡大できます。ちなみに、譲渡制限株式（会社の承認が無ければ譲渡できない）に限られるため、IPO直前で譲渡制限を外した後IPOを撤回した場合は、改めて譲渡制限を付す必要があります

● **適用時期** 不明



出典元：令和5年12月経済産業省「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について」 P. 2

改正内容（拡充）

- ・エンジェル税制適用の投資対象会社の株式の取得価額につき、一定の新株予約権の取得金額を追加することとなります。
- ・投資対象会社の株式を、一定の信託を通じて取得する場合は追加されます。
- ・エンジェル税制適用の投資対象会社の株式の取得価額につき、投資対象会社が特定中小会社であるケースと特定新規中小企業であるケースの計算方法が同じになります。

改正の解説

- ・エンジェル税制は、金銭出資のみが対象であることから、J-KISS等のように、株価が決まらないため先に新株予約権として金銭を投資し、その後、次の増資等により株価が決まったことでそれより安い価額により株式に転換するような投資方法の場合は、同税制の適用対象外でした。このような新株予約権は、いわゆる有償新株予約権の取得価額とは異なり、実質的に投資時に出資しているのと効果が変わらないと考えられることから、本税制の適用対象となります。
- ・個人が投資対象会社に直接投資するか、または認定投資事業有限責任組合や認定少額電子募集取扱業者による株式投資型クラウドファンディングを経由して投資する方法により本税制が適用できますが、個人からスタートアップ企業への投資を促進するため、一定の信託を経由する投資も追加されます。
- ・エンジェル税制は、設立年数が1年未満は起業特例、5年未満は優遇措置Aまたはプレシード特例、10年未満は優遇措置Bの特例を受けられます。このうち、起業特例とプレシード特例の取得価額の計算方法を統一することになります。

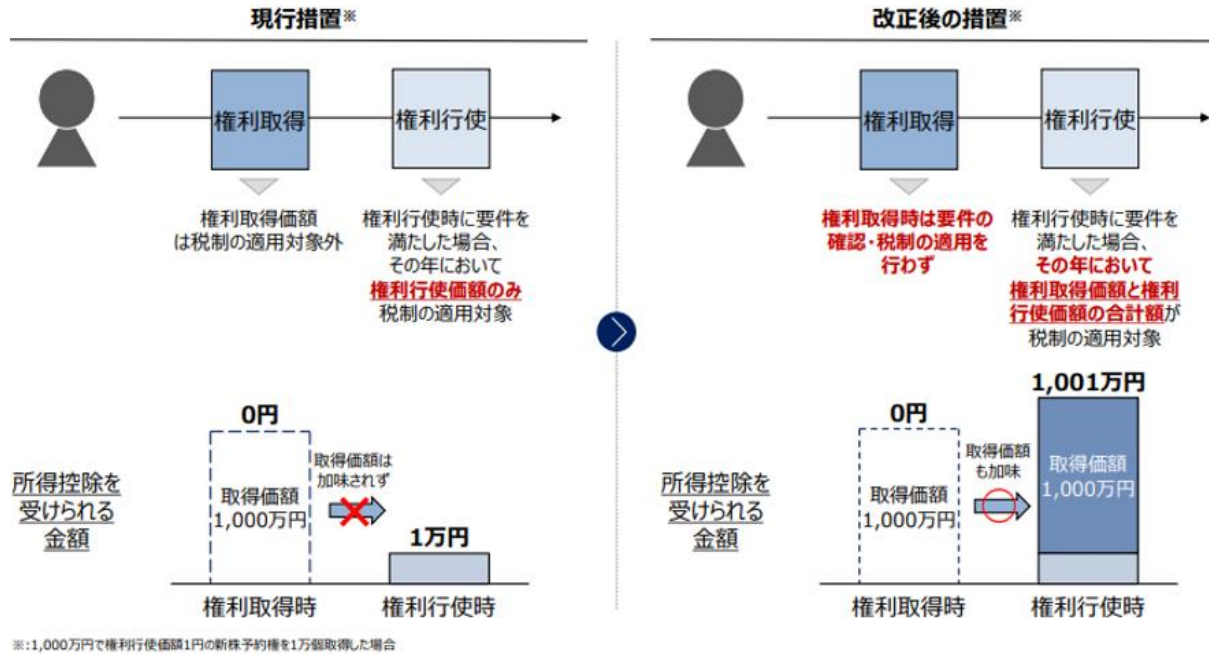
実務上の留意点

エンジェル税制には、国家戦略特別区域における特定事業をおこなう会社や、特定地域再生事業をおこなう会社も対象になりますが、これらの会社の申請手続きに関する添付書類（増資決議に関する議事録等）が不要となり、また、これらの会社の株式の発行期限が2年延長されます。

スタートアップ企業への投資の拡充

政府は経済成長を促す一環として、起業やスタートアップ企業、アーリーステージの企業等に対し、資金や人材を集めるため、資金についてはエンジェル税制を、人材については税制適格ストックオプションの拡充を予定しています。
 ただし、経済産業省が要望していたエンジェル税制の拡充のうち、投資した年の譲渡益からの控除だけでなく、控除しきれなかった額の繰越については、今回見送りとなりました。

- 有償新株予約権の取得に対するエンジェル税制の適用については、その新株予約権の取得時点ではなく、権利行使時点で全ての要件を確認し、要件を満たした場合には、権利行使をした年において行うこととする。



出典元：令和5年12月経済産業省「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について」

- **適用時期** 不明

改正内容（拡充・延長）

【住宅ローン控除】

- ・子育て特例対象個人について、住宅ローン控除の借入限度額が上乘せされます。
- ・新築住宅の床面積要件の緩和措置の対象期間が令和6年末まで延長されます。（1年の延長）

【既存住宅のリフォームに係る所得税の控除】

- ・令和7年末まで適用期限が2年間延長されます。
- ・子育て特例対象個人が子育て対応住宅への改修工事をした場合、税額控除を受けることができます。
（適用期間：令和6年4月1日～令和6年12月31日）

改正の解説

【住宅ローン控除】

- ・子育て特例対象個人

夫婦のどちらかが40歳未満又は19歳未満の扶養親族を有する個人です。

※1 借入限度額については、入居年等によって異なります。（次のスライド：図表のとおり）

- ・新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置

合計所得金額1,000万円以下の年については、建築確認の期限を令和6年12月31日に延長されます。

【既存住宅のリフォームに係る所得税の控除】

- ・子育て特例対象個人が子育て対応住宅への改修工事を行った場合の控除額は以下のとおりです。

改修工事に係る工事費用相当額(250万円限度)×10%=控除額

個人所得課税（個人向け） 住宅ローン控除等の拡充

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税) 別紙1

2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。

<入居年>			2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
控除率：0.7%						与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討	
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円				
		その他の住宅	2,000万円				
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
		既存住宅	10年				
所得要件			2,000万円				
床面積要件			50㎡(新築の場合、 <u>2024(R6)年までに建築確認：40㎡【今回改正内容】</u> (所得要件：1,000万円))				

出典元：国土交通省
「令和6年度国土交通省
税制改正概要」

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

●適用時期

令和6年1月1日から同年12月31日居住開始【住宅ローン控除】

令和6年4月1日から同年12月31日居住開始【既存住宅のリフォームに係る所得税の控除】

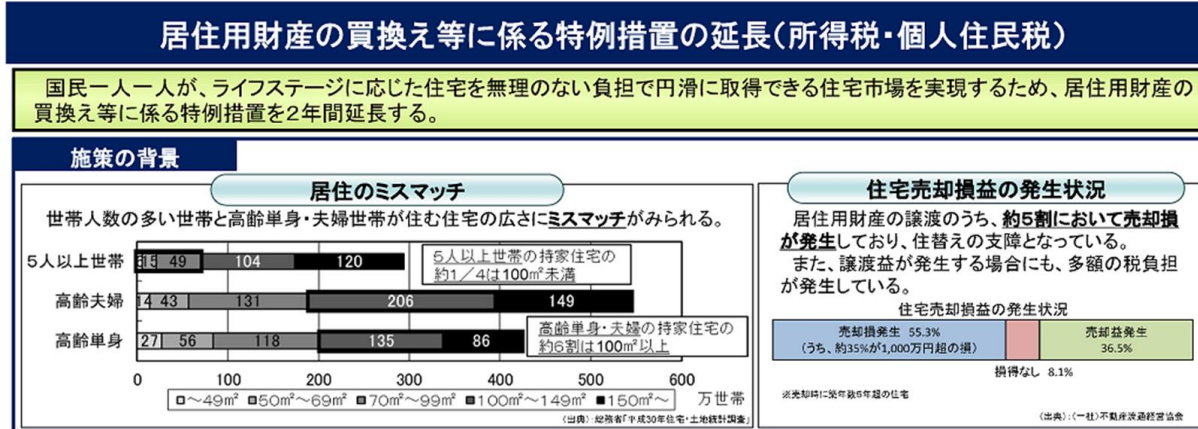
改正内容（見直し・延長）

- ・本特例の適用期限が**2年間延長**されます。
- ・一定の要件を満たした場合には、**確定申告書等の添付書類が一部不要**となります。

改正の解説

- ・本特例の適用を受けようとする個人が、買換資産の住宅借入金等に係る債権者（金融機関等）に対して、「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書」（各金融機関等の様式）の提出をしている場合には、住宅借入金等の残高証明書の確定申告書等への添付が不要となります。※令和6年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用されます。

改正の趣旨



出典元：国交省税制改正概要 P.19

●適用時期

2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）

改正内容（拡充・延長）

- ・本税額控除の適用対象者と、適用対象となる工事の要件が見直されます。
- ・適用期間が令和7年12月31日まで延長されます。

改正の解説

- ・適用対象者の合計所得金額要件が3,000万円以下から2,000万円以下に引き下げられます。
- ・本税額控除の適用対象となる省エネ改修工事のうち、当該工事の対象設備となるエアコンの省エネ基準達成率が114%以上から107%以上に引き下げられます。

●適用時期

令和6年1月1日から令和7年12月31日

2. 資産課税

改正内容（拡充）

公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託や公益信託に寄附を行う個人・法人への課税を公益法人並みの税制とする措置を講じます。

※公益信託とは、委託者(財産を有する者)が、公益目的のため、その財産を受託者に託し、管理・処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度です。

改正の解説

・個人所得税

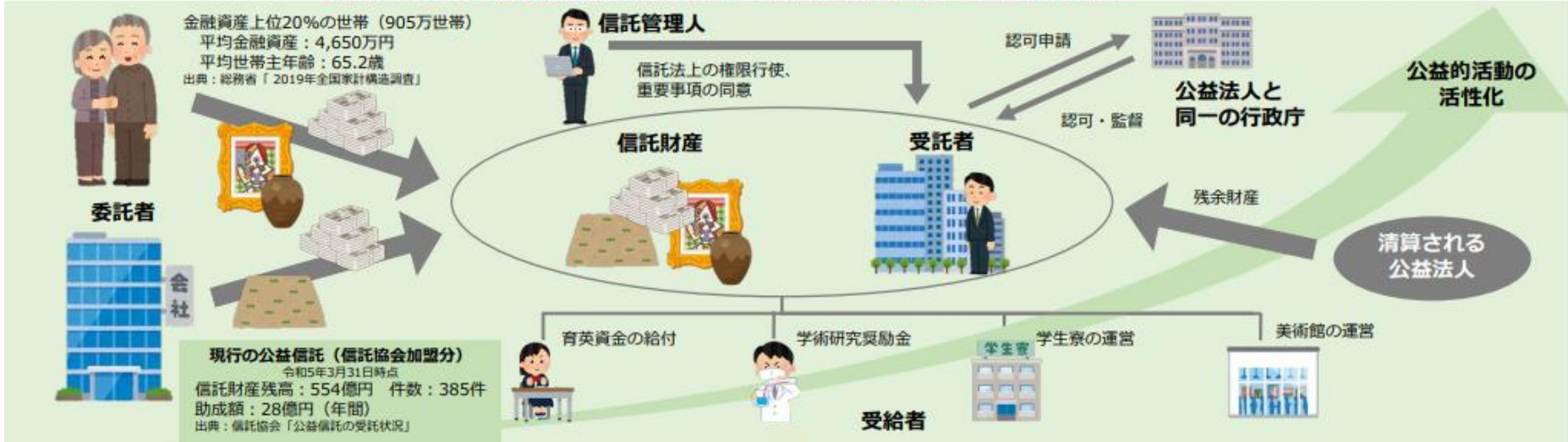
- (1) 公益信託の信託財産につき生ずる所得について、所得税は課されません。
- (2) 公益信託へ信託した場合、信託した時に委託者に対してみなし譲渡課税が適用されます。
- (3) 公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関連する寄附金は、寄附金控除の対象となります。
- (4) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について次の措置を講じます。
 - ①適用対象に、公益信託の受託者(非居住者及び外国法人に該当するものを除きます。)を加えます。
 - ②非課税承認を受けた財産を公益信託の受託者が他の公益信託の受託者又は公益法人等へ移転する場合、当該財産の移転に関する届出書を提出したときは非課税承認は継続適用されます。

・法人税

- (1) 公益信託の信託財産に帰せられる収益及び費用については、委託者及び受託者に法人税を課税しません。
- (2) 公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関連する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金に該当します。

新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置

新しい公益信託制度のイメージ 改正のポイント：①信託事務、財産の範囲を拡大、②受託者の範囲を拡大、③主務官庁制の廃止



出典元：令和6年度内閣府税制改正要望

その他の事項

従来は、公益信託で税制優遇を得るためには、金銭の信託しか認められず、信託会社しか受託者になれないなど制約が多かったのですが、新しい公益信託制度により公益的活動に対し簡易に財産を拠出し得る手段として使いやすくなります。

改正内容（延長・見直し）

- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について適用期限を3年間延長します。
- ・贈与税の非課税措置が適用される住宅用家屋の要件について、一部見直しがあります。

改正の解説

- (1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長
適用期限が**3年間延長され令和8年12月31日となります。**
- (2) 贈与税の非課税措置が適用される住宅用家屋の要件の見直し
非課税限度額（1,000万円）の上乗せ措置の適用対象となる省エネ住宅等の家屋の要件について
断熱等性能等級5以上『かつ』一次エネルギー消費量等級6以上となります。

		改正前	改正後
非課税枠	省エネ等住宅	1,000万円	
	上記以外の住宅	500万円	
要件	省エネ等住宅 (省エネ等基準のいずれかに適合する住宅家屋につき、一定の証明がされるもの)	断熱等性能等級4以上 又は 一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級5以上 かつ 一次エネルギー消費量等級6以上であること ※令和5年末までに建築確認を受けた住宅 又は 令和6年6月30日までに建築された住宅は、 断熱等性能等級4以上 又は 一次エネルギー消費量等級4以上
		耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 又は 免振建築物であること（改正なし）	
		高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であること（改正なし）	

改正の解説

【現行】

断熱等性能等級 4 以上『又は』一次エネルギー消費量等級 4 以上

※令和 5 年 12 月 31 日までに建築確認を受けた住宅、令和 6 年 6 月 30 日までに建築された住宅については現行要件での上乗せ措置が適用されます。

●適用時期

令和 6 年 1 月 1 日以後

改正内容（延長）

適用期限が令和8年12月31日まで延長されます。

改正の解説

この特例（住宅取得資金の贈与）は、60歳未満の父母（祖父母）からの贈与であっても、相続時精算課税制度を選択できます。

趣旨

住宅取得環境が悪化する中、現役世代に対し住宅取得に係る負担を軽減し、かつ良質な住宅の普及を促進するため、相続時精算課税制度の特例が3年間延長されます。

実務上の留意点

（1）申告書の提出

本特例を受ける場合には、その贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に納税地の所轄税務署長に対し、一定の書類とともに贈与税の申告書を提出する必要があります。

（2）暦年贈与への変更ができない

本特例を受ける場合には、暦年課税には戻ることができません。ただし、令和6年1月1日以降の贈与については、1人当たり年間110万円の基礎控除の適用があります。

（3）小規模宅地の特例が使えなくなる

本特例を受ける場合には、相続税の小規模宅地の特例を受けることはできません。この制度は一定の要件を満たすと土地の相続税評価額を最大80%減額できる制度です。

このように相続時精算課税の制度は早期に子や孫などに財産を渡すことができるメリットがある反面、上記のようなデメリットもあります。

改正内容（延長）

- ・法人版事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限の延長。
- ・個人版事業承継税制に係る個人事業承継計画の提出期限の延長。

改正の解説

・事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上のために、**事業承継時の贈与税、相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。

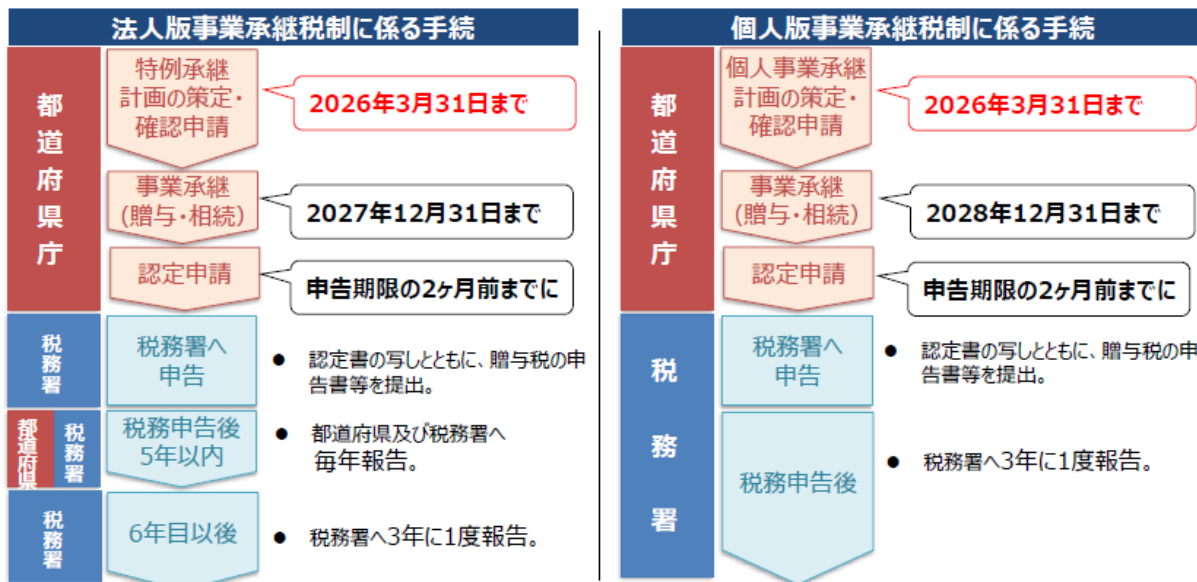
・コロナの影響が長期化したことを踏まえ、**法人版・個人版の事業承継計画の提出期限を2年延長**することとし、適用期限の到来に向けて、早期事業承継への支援体制の構築を図る。

・現行制度との比較

法人版・個人版事業承継税制に係る事業承継計画の提出期限：

いずれも令和6年3月末

⇒**いずれも提出期限が令和8年3月末まで2年延長する。**



出典元：経済産業省「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について」P.18

改正の趣旨

法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和6年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継税制について抜本的拡充を行ったものです。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、**特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長します。**

この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待たなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、**令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行いません。**これとあわせて、個人版事業承継税制における**個人事業承継計画の提出期限についても令和8年3月末まで2年延長します。**

実務上の注意点

法人版事業承継税制の特例措置の適用期限（令和9年12月31日）、個人版事業承継税制の適用期限（令和10年12月31日）は、今後も延長されない見込みであるため、本制度の適用を受ける可能性がある場合は、まず事業承継計画の策定を早期に行うことが望まれます。

●適用時期

事業承継計画の提出期限について、法人版・個人版いずれも令和8年3月31日まで延長

改正内容（延長）

【登録免許税】

住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が3年間延長されます。

【印紙税】

工事請負契約書及び不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が3年間延長されます。

改正の解説

【登録免許税】

1. 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る税率が以下のように軽減されます。
 - ①所有権の保存登記 本則0.4% → 軽減措置0.15%
 - ②所有権の移転登記 本則2% → 軽減措置0.3%
2. 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する税率が軽減されます。
抵当権の設定登記 本則0.4% → 軽減措置0.1%

【印紙税】

工事請負契約書及び不動産の譲渡に関する契約書等について、次記図表中の「現行の特例措置」の通り軽減されます。

登録免許税・印紙税の軽減措置の延長

契約金額		本則	現行の特例措置
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円 (50%減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円 (50%減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円 (50%減)
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円 (50%減)
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円 (50%減)
5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円 (50%減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円 (40%減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円 (20%減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円 (20%減)
50億円超		60万円	48万円 (20%減)

出典元：国土交通省「令和6年度国土交通省税制改正事項 説明資料」

●適用時期

令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

3. 法人課税

法人課税（大企業向け） 大企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長



改正内容（拡充・延長）

大企業が賃上げを行った場合の税額控除制度について、一定の見直しが行われた上で、適用期限が3年間延長されます。

	改正前		大企業向け（改正後）		中堅企業向け（新設）	
	適用要件	控除率	適用要件	控除率	適用要件	控除率
原則	継続雇用者の給与総額増加率 対前年度+3%	雇用者全体の給与増加額 ×15%	継続雇用者の給与総額増加率 対前年度+3%	雇用者全体の給与増加額 ×10%	継続雇用者の給与総額増加率 対前年度+3%	雇用者全体の給与増加額 ×10%
上乗せ① （賃上げ）	同上 対前年度+4%以上	+10%	同上 対前年度+4%以上	+5%	同上 対前年度+4%以上	+15%
			同上 対前年度+5%以上	+10%		
			同上 対前年度+7%以上	+15%		
上乗せ② （教育訓練）	教育訓練費の増加率 対前年度+20%以上	+5%	教育訓練費の増加率 対前年度+10%以上 かつ 教育訓練費の額が雇用者給与等 支給額の0.05%以上	+5%	教育訓練費の増加率 対前年度+10%以上 かつ 教育訓練費の額が雇用者給与等 支給額の0.05%以上	+5%
上乗せ③ （子育て支援・女性活躍）	-	-	プラチナくるみん認定 又はプラチナえるぼし認定	+5%	プラチナくるみん認定 若しくはプラチナえるぼし認定 又はえるぼし認定（3段階目）	+5%
最大控除率	30%		35%		35%	
控除上限額	当期の法人税額×20%		当期の法人税額×20%		当期の法人税額×20%	
マルチステークホルダー 方針の公表	資本金の額等が10億円以上 かつ常時使用する従業員の数 が1,000人以上		資本金の額等が10億円以上 かつ常時使用する従業員の数 が1,000人以上 又は常時使用する従業員 の数が2,000人超		資本金の額等が10億円以上 かつ常時使用する従業員 の数が1,000人以上	

改正の解説

- ・原則の控除率が10%に引き下げられますが、賃上げ率に応じた上乘せや、子育てとの両立や女性活躍に積極的に取り組む企業への上乘せ措置が講じられ、最大控除率が35%に引き上げられます。
- ・教育訓練費の増加による控除率の上乘せについて、増加割合の要件が前年比20%から10%に緩和される一方、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上という要件が追加されます。
- ・大企業に分類される法人のうち中堅企業にあたる法人向けの措置が新設されます。

※中堅企業・・・青色申告法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く。）をいいます。

実務上の留意点

- ・中堅企業向けの措置について
従業員数が親会社単体では2,000人以下であっても、子会社を含めたグループ全体で1万人を超える場合には適用を受けることができないので、グループ全体での従業員数の確認が必要となります。
- ・マルチステークホルダー方針の公表について
常時使用する従業員の数が2,000人を超える事業者もマルチステークホルダー方針の公表が必要となりますので、該当する場合は対応が必要となります。
また、従業員数が2,000人以下であり中堅企業向けの措置を受ける場合であっても、資本金の額等が10億円以上であり、かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には公表が必要となります。

● **適用時期** 令和6年4月1日～令和9年3月31日の間に開始する事業年度

改正内容（拡充・延長）

中小企業者等が賃上げを行った場合の税額控除制度について、一定の見直しが行われた上で、適用期限が3年間延長されます。

	改正前		改正後	
	適用要件	控除率	適用要件	控除率
基本	雇用者給与等支給額の対前年度増加率 1.5%以上	控除対象雇用者給与等 支給増加額 ×15%	雇用者給与等支給額の対前年度増加率 1.5%以上	控除対象雇用者給与等 支給増加額 ×15%
上乗せ① (賃上げ)	同上 対前年度増加率2.5%以上	+15%	同上 対前年度増加率2.5%以上	+15%
上乗せ② (教育訓練)	教育訓練費の 対前年度増加率10%以上	+10%	教育訓練費の 対前年度増加率 5%以上 かつ 教育訓練費の額が雇用者給与等支給 額の 0.05%以上	+10%
上乗せ③ (子育て支援 ・女性活躍)	-	-	下記のいずれかに該当 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定（2段階目以上）	+5%
最大控除率	最大控除率 40%		最大控除率 45%	
控除上限額	当期の法人税額×20%		当期の法人税額×20%	
繰越控除制度	-		5年間の繰越が可能	

改正の解説

- ・子育てとの両立や女性活躍に積極的に取り組む企業への上乗せ措置が講じられ、最大控除率が45%に引き上げられます。
- ・教育訓練費の増加による控除率の上乗せについて、増加割合の要件が前年比10%から5%に緩和される一方、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上という要件が追加されます。
- ・赤字企業にも賃上げインセンティブとなるよう控除限度超過額は5年間の繰り越しが可能となります。

実務上の留意点

繰越税額控除制度について

繰越税額控除制度の創設にあたり、所得がマイナスの事業年度においても、上乗せ措置も含めて税額控除の適用要件の確認が必要となります。

また、繰越税額控除制度の適用については、繰越税額控除を行う事業年度において、雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に限られます。

●適用時期

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間内に開始する事業年度

特定税額控除規定の不適用措置の見直しと延長



改正内容（見直し・延長）

収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対して講ずることとしている、研究開発税制等の一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置について、その期間を3年間延長するとともに、要件の一部が見直しされます。

改正の解説

適用対象	<p>下記の①～③の全てを満たす資本金の額等1億円超の大企業（※1）が不適用措置の対象となります。</p> <p>（※1） 資本金の額等が1億円以下の法人であっても、その発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人のほか、その発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人などは不適用措置の対象となります。</p>
措置内容	<p>①所得金額：対前年度比で増加</p> <p>②継続雇用者給与等支給額（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業（下記以外の場合）：対前年度以下 ・前年度が黒字の大企業（資本金の額等10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、又は、常時使用従業員数2,000人超）：対前年度増加率1%未満 <p>（※2） 継続雇用者給与等支給額の計算にあたり控除される「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額は含まれないこととなります。</p> <p>③国内設備投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業（下記以外の場合）：当期の減価償却費の3割以下 ・前年度が黒字の大企業（資本金の額等10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、又は、常時使用従業員数2,000人超）：当期の減価償却費の4割以下

改正の解説

対象となる租税特別措置

研究開発税制、地域未来投資促進税制、5 G 導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、
カーボンニュートラル投資促進税制

● 適用時期

令和9年3月31日までに開始する各事業年度まで

改正内容（拡充・延長）

- ・準備金制度の適用期限が**3年間**延長されます。
- ・据置期間が**10年**に延長されます。
- ・複数回のM&Aを実施する場合の積立率の上限が**100%**に拡充されます。
- ・株式等の取得価額において **1億円以上100億円以下**が適用要件となります。

改正の解説

- (1) 適用要件である主務大臣からの認定が、産業競争力強化法の改正法の特別事業再編計画（仮称）の認定になります。
（青色申告書を提出する法人に限る）
- (2) 据置期間が5年間から10年間に延長され、積立率の上限が70%から100%に拡充されます。
＜積立率要件＞
 - ①その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等 90%
 - ②上記①に掲げるもの以外の株式等 100%
- (3) 株式等の取得価額において10億円以下（下限なし）から1億円以上100億円以下に適用要件が変わります。
※その事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結している場合には、本制度を適用しないこととします。
※準備金の取崩し事由に株式等の取得をした事業年度後にその事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結した場合を加え、その事由に該当する場合には、その全額を取り崩して、益金算入することとする。
※産業競争力強化法とは、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の起動に乗せるため、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に進めるための法律です。

改正の趣旨

成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業をグループ化して経営資源を集約するとともに、親会社の強みを生かすことで、グループ一体となって飛躍的な成長を遂げることを目的としています。

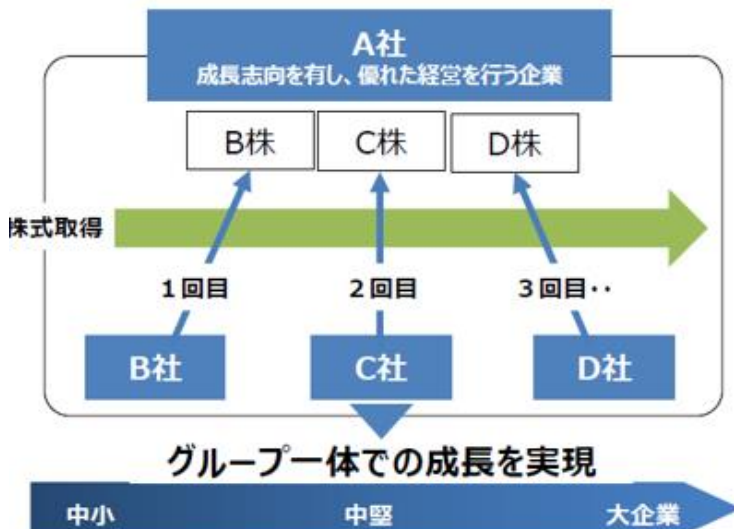
●適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から2027年3月31日までの間に認定を受けた株式等の取得に対して適用。

改正概要

※赤字が改正箇所 【適用期限：令和8年度末】

<グループ化に向けた複数回のM&A>



【現行制度※1,2】 ① 中小企業による株式取得価額の70%までを積立

② 据置期間（5年間）

【拡充枠】 中堅・中小企業の複数回M&Aを後押し※3,4

① 積立率の上限拡大
（2回目90%・
3回目以降100%）

② 据置期間の
大幅な長期化
10年間

- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件（拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要）。
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

出典元：経済産業省「経済産業関係 令和6年度税制改正について」 P.17

改正内容（創設）

国際的な産業政策競争が活発化する中、日本も中長期的な経済成長を牽引する戦略分野において、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを対象として生産量等に応じて法人税額を控除する「**戦略分野国内生産促進税制**」が創設されます。

改正の解説

（1）摘要要件

- ① **青色申告書**を提出する法人
- ② 産業競争力強化法改正法施行日から令和9年3月31日までの間に事業適応計画の**認定を受けた事業者**
- ③ 事業適応計画に基づき産業競争力基盤強化商品（仮称）（※1）を生産するための設備（以下「**産業競争力基盤強化商品生産資産**」）の取得等をし、**国内にある事業の用に供する**

（※1）「**産業競争力基盤強化商品（仮称）**」は次の商品をいいます。

- ア. 半導体
- イ. 電気自動車等（EV他）
- ウ. 鉄鋼材料（グリーンスチール）
- エ. 基礎化学品（グリーンケミカル）
- オ. 航空機燃料（SAF）

（2）対象事業年度

産業競争力強化法改正法**施行日から令和9年3月31日までの間にされた事業適応計画認定日以後10年以内の日を含む各事業年度**

(3) 税額控除額

次のうち、**いずれか少ない金額**

- ①産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうち、その事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額（※図表①、※2）
- ②産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額（既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く）

※2 ①の限度額は、事業供用日以後7年を経過する日の翌日から段階的に減少
 8年目：75%相当額 9年目：50%相当額 10年目：25%相当額

(4) 税額控除限度額と繰越税額控除

デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の控除税額の合計で当期の法人税額の**40%**を上限とし、控除限度超過額は**4年間**の繰越しができます。（半導体生産用資産にあつては**20%**が上限、控除限度超過額は**3年間**）

対象物資ごとの単位あたり控除額

物資		控除額	物資		控除額
電気自動車等	EV・FCV	40万円/台	半導体	28-45nm相当	1.6万円/枚
	軽EV・PHEV	20万円/台		45-65nm相当	1.3万円/枚
グリーンスチール	2万円/トン	65-90nm相当		1.1万円/枚	
グリーンケミカル	5万円/トン	90nm以上		7千円/枚	
持続可能な航空燃料（SAF）	30円/リットル		アナログ半導体 （パワー半導体含む）	パワー（Si）	6千円/枚
		パワー（SiC, GaN）		2.9万円/枚	
		イメージセンサー		1.6万円/枚	
			その他	4千円/枚	

図表①

（注）競争力強化が見込まれる後半年度には、控除額を段階的に引き下げる。（生産開始時から8年目に75%、9年目に50%、10年目に25%に低減）
 半導体は、200mmウェハ換算での単位あたり控除額。

出典元：経済産業省「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について」
 半導体・イメージセンサーは【1.6万円/枚】ですが、税制改正大綱は【1.8万円/枚】となっています。

（５）実務上の留意点

- ①所得金額が前期の所得金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度においては、税額控除（繰越税額控除を除く）が適用できません。
 - ア. 適用年度の継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 \times 101%
 - イ. 国内設備投資額 $>$ 当期償却費総額 \times 40%
- ②本制度による控除税額は、地方法人税の課税標準となる法人税額から控除しません。
（半導体生産用資産に係る控除税額を除く）

創設の背景

世界各国でGX、DX等の戦略分野の国内投資を強力に推進する産業政策競争が活発化する中、日本においても世界に伍して競争できる投資促進策が必要です。
その投資促進策として、初期投資コスト及びランニングコストが高く事業採算性に乗りにくい戦略分野に関して、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、生産・販売量に応じて法人税額を控除する「**戦略分野国内生産促進税制**」が新たに創設されます。

●適用時期

産業競争力強化法改正法施行日から令和9年3月31日までの間にされた事業適応計画認定日以後10年以内の日を含む各事業年度

改正内容（創設）

青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する事業年度において、居住者若しくは内国法人（関連者であるものを除きます。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除きます。）に対する特定特許権等の貸付け（以下「**特許権譲渡等取引**」といいます。）を行った場合に、一定の金額を**損金に算入できる制度**が創設されます。

改正の解説

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ

- : 課税所得全体
- : 本税制の対象となる所得



(※1) 産業競争力強化法において新設する規定により確認。

<各国の導入状況 (※2) (括弧内は導入年数) >

フランス (2001)、ベルギー (2007)、オランダ (2007)、中国 (2008)、スイス (2011)、イギリス (2013)、韓国 (※3) (2014)、アイルランド (2016)、インド (2017)、イスラエル (2017)、シンガポール (2018)、香港 (2024目標)、オーストラリア (検討中)

(※2) 米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在 (※3) 韓国では中小企業を対象とした制度

次の(1)と(2)の金額のうち**いずれか少ない金額の30%**に相当する金額をその事業年度の損金に算入することができます。

(1)その事業年度に行った**特許権譲渡等取引ごとに、①の金額に②の金額のうちの③の金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額**

①その特許権譲渡等取引に係る所得の金額

②当期及び前期以前（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限ります。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額

③上記②の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

(2)**当期の所得の金額**

※1 関連者とは、**移転価格税制における関連者**と同様の基準で判定します。

※2 特定特許権等とは、**令和6年4月1日以後に取得又は製作した特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラム著作権**で一定のものをいいます。

※3 特定特許権などの貸付けには、その権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含みます。

※4 研究開発費の額とは、**研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額**に一定の調整を加えた金額をいいます。

※5 適格研究開発費の額とは、研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る**研究開発費の額以外のもの**をいいます。

※6 令和9年4月1日前に開始する事業年度において、当期において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうちに令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合には、上記(1)の金額は、①の金額に②の金額のうちの③の金額の占める割合を乗じた金額とします。

① 当期において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額

② 当期、前期及び前々期において生じた研究開発費の額の合計額

③ 上記②の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

※7 本制度の適用において、法人が関連者に対して支払う特定特許権等の取得費又はライセンス料が**独立企業間価格に満たない場合には、独立企業間価格によるものとし、**国内の関連者に対してこれらの費用を支払う場合には、所要の書類を作成し、税務当局からの求めがあった場合には遅滞なく提示し、又は提出しなければなりません。

● 改正の趣旨

イノベーションの国際競争が激化する中、我が国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、民間による無形固定資産投資を後押しすることで、海外と比べて遜色のない事業環境の整備を図るため、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AI関連のプログラムの著作権）から生じるライセンス所得、譲渡所得を対象に、**所得控除30%**を措置するイノベーション拠点税制（**イノベーションボックス税制**）が創設されます。

● 適用時期

2025(令和7)年4月1日～2032(令和14)年3月31日までの間に開始する各事業年度

改正内容（見直し）

- ・ 制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の**国外事業所等を通じて行う**事業に係る試験研究費の額を除外します。
- ・ 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について次の見直しが行われます。
 - ① 増減試験研究費割合が零に満たない事業年度の**税額控除率**を見直します。
 - ② **税額控除率の下限**（現行：1%）が**撤廃**されます。

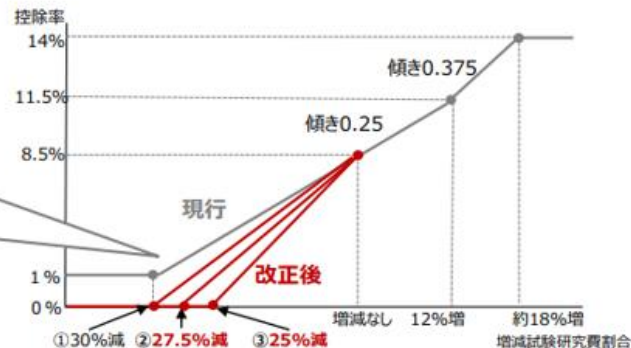
改正の趣旨

試験研究費が減少した場合の控除率の引下げを行うことにより、投資を増加させるインセンティブをさらに強化するためのメリハリ付けを行います。

（参考）研究開発税制における控除率のメリハリ付け

研究開発税制について、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に調整。

（①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施）



出典元：経済産業省 令和6年度税制改正について P.7

- **適用時期** (1)適用時期についての記載なし (2)令和8年4月1日以後に開始する事業年度

改正の解説

・ 対象となる試験研究費の額の範囲の見直し

法人税額の特別控除の対象となる試験研究費の額は、次の（１）及び（２）の費用の額の合計額が該当します。

なお、その費用に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合には、その金額を試験研究費の額から控除する必要があります。

（１） 次の費用の額で適用事業年度の損金の額に算入されるもののうち売上原価等に該当しないもの

試験研究の範囲	対象となる試験研究費	
<p><製品・技術> 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用のうち新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うもの</p>	<p>①原材料費、人件費、経費 ②委託試験研究費 ③技術研究組合の賦課金 ※１．一定の条件あり</p>	<p>※２．左記の費用で研究開発費として損金経理した金額であっても、その費用が（２）の固定資産の取得価額又は繰延資産の額に含まれる場合には、その固定資産又は繰延資産の償却費、除却損及び譲渡損失は対象となる試験研究費の額には含まれません。</p>
<p><サービス> 対価を得て提供する新たな役務の開発で所定のプロセスを経て行われるものに係る試験研究のために要する費用</p>	<p>①原材料費、人件費、経費 ②委託試験研究費 (ただし、①に相当する部分に限る)</p>	<p>※３．内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額は含まれません。</p>

（２） 上記（１）の費用の額で研究開発費として損金経理した金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産となる費用の額

改正の解説

- 一般試験研究費の額に係る税額控除の税額控除率の見直しと下限の撤廃

増減試験研究費割合	税額控除率 (令和8年4月1日以後に開始する事業年度)
12%超	$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ 但し、上限14%(変更なし)
12%以下	$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ 但し、下限なし(現行1%)
適用事業年度が設立事業年度又は比較試験研究費の額が0である場合	令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 8.5% (変更なし)
0に満たない場合	○令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5/30$
	○令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5/27.5$
	○令和13年4月1日以後に開始する事業年度 $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 8.5/25$

改正内容（見直し）

法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有に係る暗号資産について、一定の要件を満たすものは**期末時価評価課税の対象外**となります。

改正の解説

内国法人が有する暗号資産のうち活発な市場が存在するもの（一定の自己発行の暗号資産等を除く）については、税制上、期末に時価評価し、評価損益は課税の対象とされていますが、一定の要件を満たす場合には、**選択により「原価法」での評価が可能となり、期末時価評価課税の対象外となります。**

暗号資産の種類		法人税法上	
		現行法	改正案
活発な市場が存在する 暗号資産	特定自己発行暗号資産 ※1	原価法	原価法
	譲渡についての制限 その他の条件が付されている 暗号資産 ※2	時価法	原価法 又は 時価法 (届出による選定) ※選定しない場合には原価法
	上記以外		時価法
上記以外の暗号資産		原価法	原価法

- ※ 1 法人が自己発行し、かつ、その発行の時から継続して保有する暗号資産で、発行の時から継続して一定の譲渡制限が行われているもの。
 ※ 2 以下の要件に該当する暗号資産
 ①他の者に移転できないようにするための技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。
 ②上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

必要な手続き 改正の趣旨

（１）必要な手続き

評価方法は譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の種類ごとに評価方法を選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととされます。
評価方法を選定しなかった場合（届け出を行わない場合）には、「原価法」により評価を行うこととなります。

（２）改正の趣旨

現行制度では、事業目的のために継続的に保有するような暗号資産についても、期末時価評価の対象となり、キャッシュフローを伴う実現利益がない（担税力がない）中での課税となっています。
Web3.0推進に向け、税制上の弊害を取り除き環境整備を図ることで、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する観点から措置が講じられます。

●適用時期

大綱に記載なし

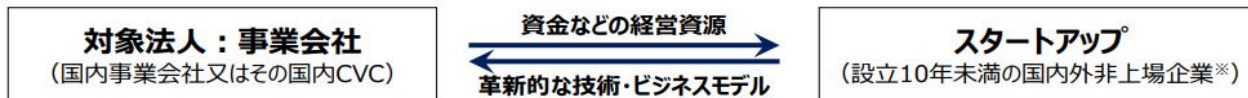
改正内容（延長）

オープンイノベーション促進税制の適用期限を **2年延長** します。

改正の解説

青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者と共同して同法に規定する特定事業活動を行う一定の法人が、一定のベンチャー企業の株式（特定株式）を出資の払込み又は購入により取得した場合には、特別勘定として経理した金額を限度としてその特定株式の取得価額の25%相当額の損金算入（所得控除）が認められています。

制度概要 【適用期限：令和7年度末まで】



	新規出資型	M & A型
制度目的	スタートアップへの新たな資金の供給を促進し、生産性向上につながる事業革新を図るための事業会社によるオープンイノベーションを促進	スタートアップの出口戦略の多様化を図るため、スタートアップの成長に資するM&Aを後押し
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
株式取得上限額	50億円/件	200億円/件
株式取得下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、一律5億円/件	5億円/件
所得控除	取得株式の25%を所得控除	
将来の益金算入	3年経過後の株式譲渡等の場合 益金算入不要	5年経過以降も株式譲渡等の場合 益金算入

※売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合設立15年未満の企業も対象
 ※発行済株式を取得する場合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

M & A型については、5年以内に成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合等にも、所得控除分を一括取り戻し

出典元：「令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について（令和5年12月 経済産業省）」（P.32）

●改正の趣旨

- ・我が国企業が自前主義から脱却するとともに、スタートアップが大きく・早く成長するためには、**事業会社とのオープンイノベーションが重要**です。
- ・**事業会社がスタートアップを買収**することは、**スタートアップの出口戦略の多様化の観点から重要**です。
- ・スタートアップ育成 5 カ年計画における「**スタートアップ投資額10兆円規模**」の目標等の達成に向けて、**適用期限を 2 年間延長**します。

●適用時期

令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

改正内容（見直し・延長）

- ・認定株式分配に係る課税の特例について、下記の見直しを行った上で、その適用期限を4年延長します。
- 1. 認定株式分配に係る課税特例については、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けることが要件とされていますが、主務大臣による認定事業再編計画の内容の公表時期について、その認定の日からその認定事業再編計画に記載された事業再編の実施時期の開始の日まで（現行：認定の日）となりました。
- 2. 認定株式分配が、適格株式分配に該当するための要件に、その認定株式分配に係る完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていることとの要件が加えられます。
- 3. 上記の改正を行った上で、適用期限を4年延長します。

改正の解説

認定株式分配に係る課税の特例は、親法人が保有する子法人株式について、現物分配（株式分配）を行い、一部（20%未満）持分を残して分離する場合においても、一定の要件を満たす場合には、適格株式分配に該当するものとして、みなし配当課税及び株式の譲渡損益の課税を繰り延べる制度です。

現行の認定株式分配に係る課税の特例の要件は、下記となります。

1. 親法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること
2. 株式分配後に親法人が保有する子法人株式が発行済株式の20%未満であること
3. 株式分配後に子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
4. 適格株式分配と同様に、非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと
5. 親会社は、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けていること

改正前は、認定要件のうち、下記のいずれかを満たすことで要件を充足しておりました。

- ①「子法人の主要な事業が、事業開始から事業計画認定の申請日までの期間が10年以内であること」
- ②「子法人の特定役員にストックオプションが付与されている又は付与される見込みであること」
- ③「子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれると金融商品取引業者が確認したこと」

今回の改正により、「子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていること」が必須要件となりました。

● 制度趣旨

これまで、子法人の持分については、すべての子法人株式を移転することで課税の繰延べが可能でしたが、令和5年度税制改正により、子法人の株式を一部残して、スピノフするいわゆるパーシャルスピノフについても課税の繰延べが可能となりました。

これにより、大企業に一部持分を残しながら、スタートアップの創出や事業ポートフォリオの最適化を図ることができ、また、段階的な分離・独立が可能となりました。

● 適用時期 不明

● 留意事項

産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受ける必要がありますが、こちらは、認定を受けるまでの目安時間は、3か月程度とされています。

今回の改正により、「子法人の主要な事業として新たな事業活動を行っていること」を必須要件とすることから、子法人が新規事業を行わないスピノフについては、持分を残した課税の繰延べの適用が難しくなりました。

（3-4）スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充及び延長

拡充・延長

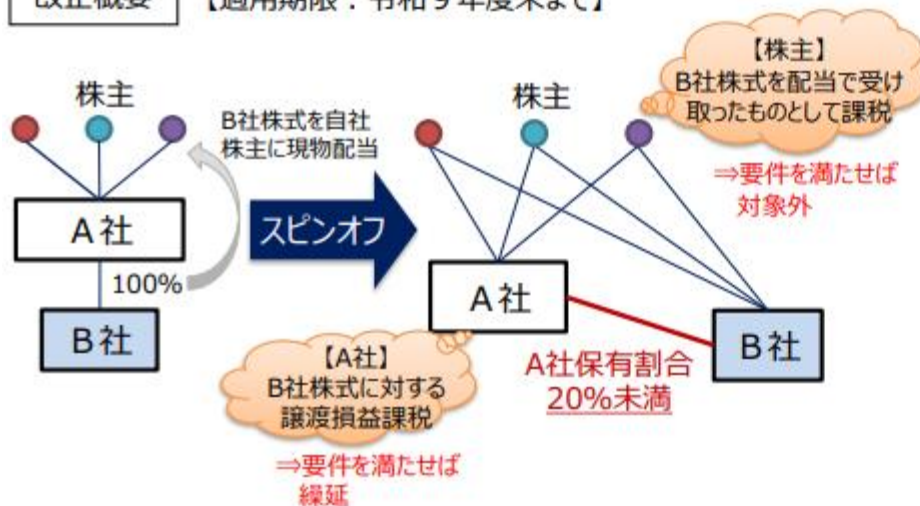
（所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税）

- **大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化をさらに促進することにより、我が国企業・経済の更なる成長を図ることは喫緊の課題。**
- **事業再編は検討から完了まで数年間を要することも踏まえ、制度の予見可能性や利便性を向上するため、パーシャルスピノフ税制※の適用期限を**4年間延長**するとともに、**所要の措置を講ずる。****

※ 元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。

改正概要

【適用期限：令和9年度末まで】



主な適用要件

- ① スピノフ後にA社が保有するB社株式が**発行済株式の20%未満**であること
- ② スピノフ後にB社の**従業員のおおむね90%以上**が、その業務に引き続き従事することが見込まれること
- ③ A社が**産業競争力強化法の事業再編計画の認定**を受けていること
 - B社の**主要な事業として新たな事業活動を行っていること**
 - B社の**役員に対するストックオプションの付与等**の要件を満たすこと 等

事業再編計画の認定要件の見直し

事業再編計画の既存の認定要件に加え、「B社の主要な事業として新たな事業活動を行っていること」を必須要件とする。

認定を行った事業再編計画の公表時期の見直し

認定を行った事業再編計画について、「原則認定日に公表」としていたが、「計画の開始日までに公表」という運用方針に改めることとする。

改正内容（拡充・延長）

交際費等の損金不算入制度については **3年間延長**され、交際費等から除外される飲食費等が1人当たり5,000円以下から**10,000円以下**に拡充されます。

改正の解説

交際費等の損金不算入制度について、次の措置を講じた上、その適用期間が **3年延長**されます。

- (1) 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が **1人当たり10,000円以下**（現行：5,000円以下）に引き上げられます。
- (2) 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が **3年延長**されます。

（注）上記（1）の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

		改正前	改正後 (令和6年4月1日以後の支出)
すべての法人 (交際費等から除かれる飲食費等 ※ 1)		1人当たり、5,000円以下の飲食費等	1人当たり、10,000円以下の飲食費等
交際費等のうち損金算入可能額	資本金 1億円以下 (中小法人 ※ 2)	定額控除限度額 ※ 3 または 飲食費等の50%以下の金額	
	資本金 1億円超100億円以下	飲食費等の50%以下の金額	
	資本金 100億円超	全額不可	

※ 1 飲食費等 : 社内飲食費を除きます。

※ 2 中小法人 : 期末資本金の額等が1億円以下の法人（資本金の額等が5億円以上の法人の完全子法人等を除く）等をいいます。

※ 3 定額控除限度額 : 800万円にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額をいいます。

●適用時期

金額基準については、令和6年4月1日以後に支出する飲食費等について適用する。
なお、交際費等の損金不算入制度については3年延長されます。

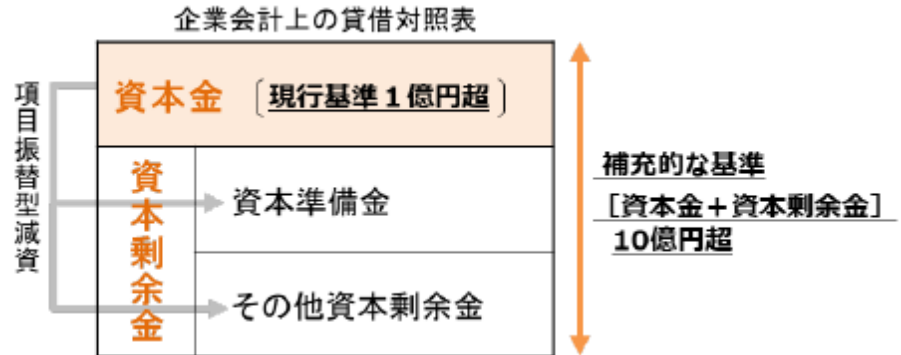
改正内容（見直し）

- ・前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金 1 億円以下になった場合でも、一定の基準に該当するときは、外形標準課税の対象になります。
- ・公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、一定の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする所要の措置が講じられます。

改正の解説

（1）対象法人の追加

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金 1 億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象になります。



出典元：総務省 令和 6 年度地方税制改正(案)について

改正の解説

（2）中小企業・スタートアップへの適用除外

改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、**現行基準（資本金 1 億円超）**に該当しない限り、外形標準課税の**対象とはなりません**。

（3）駆け込み減資に対する措置

施行日以後最初に開始する事業年度については、前記の（1）にかかわらず、**公布日を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が 1 億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人**であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金 1 億円以下で、**資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの**は、外形標準課税の**対象**になります。

改正の趣旨

外形標準課税の対象法人数は、資本金 1 億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約 3 分の 2 まで減少しています。このような減資には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在します。

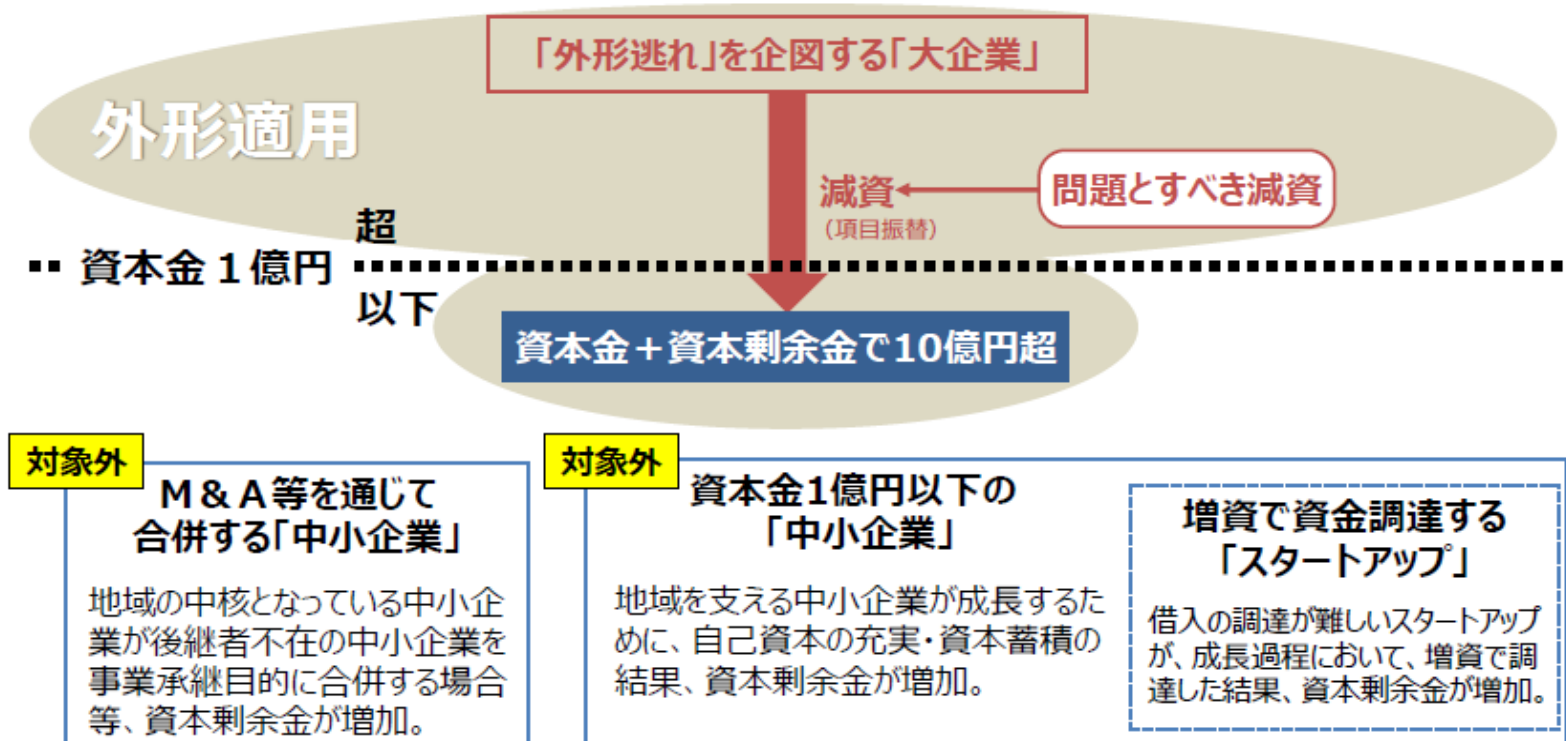
このような事例への対応として、現行基準（資本金 1 億円超）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対する補足的な基準が追加されます。

● 適用時期

令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（公布日は令和 6 年 3 月 31 日になると見込まれます。）

（参考1）外形標準課税の見直し（減資対応）の概要

- 外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ（資本金1億円以下）について、引き続き対象外（新設法人も、事業年度末日時点で資本金1億円以下であれば対象外）。
- ただし、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人（資本金1億円超）であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となる（令和7年4月1日施行予定）。



出典元：経済産業省 令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について

改正内容（見直し）

- ・**資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人**（一定の法人を除きます。）の**100%子法人等**のうち、**資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人**は外形標準課税の対象になります。
- ・上記により、**新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置**が講じられます。

改正の解説

（1）対象法人の追加

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人（※1）等（特定法人）の**100%子法人等**のうち、事業年度末日の**資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（※2）が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象**とされます。

※1 非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合は除かれます。

※2 公布日以後に、100%子法人等がその親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、配当を加算した金額とされます。

（2）中堅企業等のM&Aに係る配慮措置

産業競争力強化法の改正を前提に、**特別事業再編計画（仮称）に基づいて行われるM & A**により100%子会社となった法人等については、**5年間、外形標準課税の対象外**とする特例措置を設けられます。

（3）激変緩和措置

上記の内容より、**新たに外形標準課税の対象**となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、**従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次の額を法人事業税額から控除**する措置が講じられます。

①令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

超過額に3分の2の割合を乗じた額

②令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度

超過額に3分の1の割合を乗じた額

改正の趣旨

組織再編等の際に子会社の資本金を1億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例が生じているため、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、一定の条件に該当する子会社を外形標準課税の対象とする見直しがされます。

実務上の留意事項

「100%子法人等」とは、特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいいます。

●適用時期

令和8年4月1日以後に開始する事業年度

（参考2）外形標準課税の見直し（分社化等への対応）の概要

- 大企業の100%子法人や外形逃れを企図した組織再編への対応のため、「資本金+資本剰余金」50億円超の親法人の100%子法人等（※1）が「資本金+資本剰余金」2億円超（※2）の場合、外形対象（「資本金+資本剰余金」2億円以下の場合対象外）。
- 非課税又は所得割のみで課税される親法人（＝資本金1億円以下の中小企業等）の100%子法人等は、引き続き外形の対象外。

- ✓ 産業競争力強化法の改正を前提に、同法の特別事業再編計画（仮称）に基づき行われるM&Aにより100%子法人等となった法人について、5年間、外形対象外とする特例措置を設ける。
- ✓ 本改正により新たに外形対象となる法人について、外形対象となったことにより従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額を、施行日以後に開始する事業年度の1年目に2/3、2年目に1/3軽減。
- ✓ 2年間の猶予期間を設け、令和8年4月1日施行予定。



※1 法人税法上の完全支配関係がある法人、100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
 ※2 公布日以後に、100%子法人等が親法人に対して資本剰余金から配当を行った場合、当該配当に相当する額を加算

改正内容（拡充・延長）

- ・対象法人を令和8年3月31日までに事業適応計画の認定を受けた法人とします。
- ・適用要件について、一定の見直しが行われます。

改正の解説

- （1）対象法人を令和8年3月31日までに事業適応計画の認定を受けた法人とします。
また、対象資産をその認定を受けた日から3年以内に、取得等をして、事業の用に供する資産とします。
- （2）認定要件のうち事業所等の炭素生産性向上率を次の率とします。

中小企業者・大企業における炭素生産性にかかる税制措置について

	炭素生産性向上率	
	中小企業	大企業
税額控除 5% 又は特別償却50%	—	15%以上20%未満
税額控除 10% 又は特別償却50%	10%以上17%未満	20%以上
税額控除 14% 又は特別償却50%	17%以上	—

- （3）対象資産に一定の鉄道用車両が加えられます。 ※1 ※2

※1 上記の他、事業所等の炭素生産性向上率を計算する際に電気の排出係数による影響等を除外する等の見直しを行います。

※2 対象資産から以下の設備が除外されます。

- ・需要開拓商品生産設備
- ・生産工程効率化等設備のうち市場に流通している照明設備及び対人空調設備

●適用時期

令和6年4月1日以後に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得する資産を対象とします。

改正内容（延長）

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、その適用期限を **2年延長**するとともに、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を2年延長します。

改正の解説

欠損金の繰戻しによる還付制度は、中小企業者等以外の法人の平成4年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については適用しないこととされています。（以下、「不適用措置」）

その不適用措置が **2年延長**されるとともに、その対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限が2年延長されます。

「中小企業者等」とは、通常の株式会社や合同会社であれば、資本金または出資金の額が1億円以下である法人を指します。（資本金または出資金の額が5億円以上の大法人との間に完全支配関係がある場合等を除きます。）

「銀行等保有株式取得機構」とは、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律に基づき設立された、銀行等が保有している株式の買取りなどの業務を行う法人を指します。

●適用時期

令和8年3月31日までの間に終了する事業年度

改正内容（縮減）

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）の共済契約を解約し、再加入した場合は、その解約の日から2年間は損金算入できないこととなります。

改正の解説

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）へ払い込んだ掛金は、損金算入することができ、また1年以内の前納掛金も払い込んだ期で損金算入することができます。

（掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲で選択でき、掛金総額が800万円に達するまで積立が可能です。）

一方、資金繰りが厳しくなった場合などは任意解約すれば、一定の解約手当金を受け取ることができ、その後再加入することも可能です。

これまでは再契約すれば、再度掛金を損金算入することができましたが、再契約の場合、解約から2年以内は損金算入することができないこととなります。

●適用時期

令和6年10月1日以後に解約するものから適用

改正内容（見直し・延長）

中小企業者等による少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について、一定の見直しを行い、適用期限が**2年間延長**されます。

改正の解説

- (1) 中小企業者等は取得価額が30万円未満である減価償却資産を、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。
- (2) 少額減価償却資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものは除かれます。
- (3) 従業員数については、中小企業者は500名以下、**出資金等が1億円超の組合等は300名以下**が当該制度の対象となります。

※ 1 適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額が限度額となります。

実務上の留意点

- (1) この特例の適用を受けるためには、事業の用に供した事業年度において、少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき損金経理するとともに、確定申告書等に別表16(7)を添付して申告する必要があります。
- (2) この特例の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳と重複適用はできません。また、取得価額が10万円未満のものまたは一括償却資産の損金算入制度の適用を受けるものについてもこの特例の適用はありません。

● **適用時期** 現在の適用期限を延長し、令和7年度末までとなります。

改正内容(創設)

不明確な点が多い種類株式の税法上の時価算定について、**一定の種類株式について算定方法が明確化**されます。

改正の解説

法人間や、法人と個人との間の株式取引は時価で行う必要がありますが、この株式取引における「時価」については法人税法上に明確な規定がされていません。現状、取引相場のない株式については、法人税基本通達の「市場有価証券等以外の株式の価額の特例」を用い、財産評価基本通達の例によって評価するのが実務的な対応となっています。

今回改正により、取得条項付株式（買戻条件の付された一定の種類株式）について、その価額の算定方法が明確化されます。

なお、具体的な算定方法については今後示されるものと思われます。

●改正の背景

会社法の改正により、会社や株主のニーズに応じた柔軟な資金調達等が可能となり、企業による種類株式の活用が進んでいる一方で、当該種類株式の譲渡時における税務上採用すべき金額について不明確な点が多く、納税者の予見可能性を確保することが困難となっているとの指摘があります。

近年では、種類株式を利用したスタートアップ企業による資金調達が増加しており、こうした予見可能性の確保は、スタートアップ企業育成の観点からも重要になっています。

改正内容（見直し・拡充）

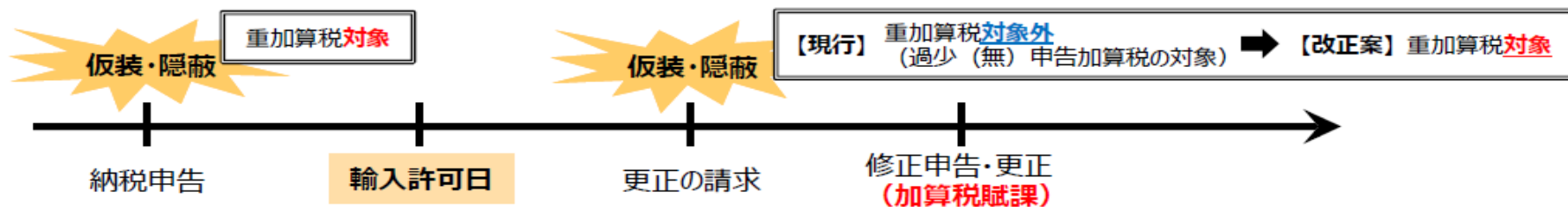
- ・一定の場合の重加算税制度が整備されます。
- ・重加算税制度について、一定の見直しがされます。

改正の解説

- ・過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、**隠蔽し、又は偽装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合**が追加されます。
- ・一定の不正行為により国税を免れた場合等に、延滞税の計算期間から一定の期間を控除する特例が不適用となる措置について、隠蔽し、偽装された事実に基づき更正請求書を提出していた一定の場合が対象となることを明確化する運用上の対応が行われます。

改正の趣旨

更正の請求において、偽装・隠蔽が行われているものの、現行制度上、重加算税等が課されない事例が把握されていることを踏まえ、重加算税等の見直しが行われます。更正の請求とは、納税者が申告後に税額の減額を求めることをいいます。



出典元：関税・外国為替等審議会、関税分科会、財務省関税局
「納税環境の整備について（更正の請求に係る重加算税制度の見直し）」

(注)

上記図表の輸入許可日となっている箇所については、出典元では輸入を例にとっているため、このような表記となっているものと考えられます。広く国税について検討する際には、法定申告期限と読み換えることができます。

● 適用時期

令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

4. 消費課税

改正内容（創設・見直し）

国外事業者が本制度の対象となる特定プラットフォーム事業者が運営するプラットフォームを介して電気通信利用役務の提供（消費者へのゲームアプリ等の販売など）を行う場合、その電気通信利用役務の提供に係る消費税の納税義務を特定プラットフォーム事業者に課すこととなりました。

改正の解説

・特定プラットフォーム事業者

プラットフォーム事業者のその課税期間において、国外事業者が自己のデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超えるものとして、国税庁長官の指定を受けた者をいいます。

・本制度の対象となる電気通信利用役務の提供からは、リバースチャージ方式が適用される事業者向け電気通信利用役務の提供は除かれます。

必要な手続き 改正の趣旨

必要な手続き

- ・特定プラットフォーム事業者に該当する者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、その旨を国税庁長官に届け出る必要があります。
- ・指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、国外事業者に対してその旨を通知する必要があります。
- ・特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に本制度の対象となる金額等を記載した明細書を添付する必要があります。

改正の趣旨

消費者向けのゲームアプリ等がプラットフォームを介して提供されることが増えています。現行制度では、国外事業者に消費税の申告納付義務がありますが、日本に拠点を持たない国外事業者などが消費税の申告納付を行わない課題がありました。

日本の税務当局が、国外事業者の取引情報の把握や課税処分を行うことも困難であるため、諸外国で多く導入されているプラットフォーム課税を導入することになりました。

●適用時期

令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供に適用

改正内容（見直し・拡充）

高額特定資産※1を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する対象に、**その課税期間中に取得した金・白金の地金等の額の合計額が200万円以上**の場合が加わることとなります。

改正の解説

現行では、事業者免税点制度及び簡易課税制度の恣意的な適用を防止するために、一の取引単位につき税抜価額が1,000万円以上の資産を取得し、仕入税額控除の適用を受けた場合には、**その後2年間、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が制限されます**。この制限の対象に**金地金等の仕入れが追加**される見直しです。

● 実務上の留意点

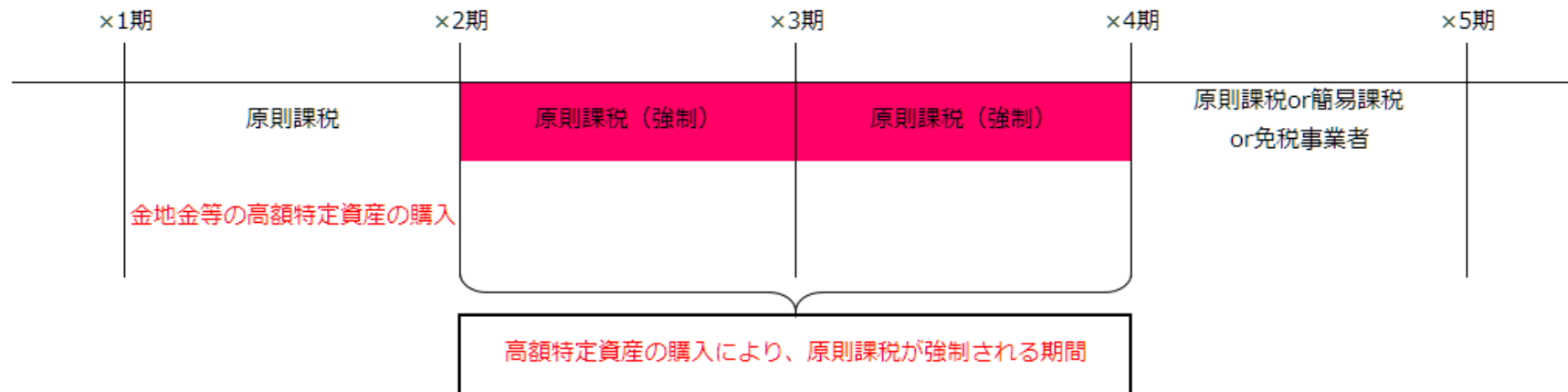
改正の趣旨

高額特定資産は、「一の取引単位につきその税抜価額が1,000万円以上のもの」とされていますが、金地金等は、一の取引単位の金額の調整が容易であり、特例の適用を回避することが可能となっていたため、見直しが入りました。

用語の意義

※1 高額特定資産とは、棚卸資産および調整対象固定資産※2のうち、その対象資産の一の取引単位（通常一組または一式をもって取引の単位とされるものにはあっては、一組又は一式）に係る課税仕入れに係る支払対価の額の税抜金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られるその対象資産の課税標準である金額が1,000万円以上のものをいいます。

※2 調整対象固定資産とは、固定資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具器具備品など）のうち、一取引単位につき税抜価額が100万円以上のものをいいます。土地や棚卸資産は含まれません。



● **適用時期**

令和6年4月1日以後の課税仕入れ等から適用となります。

改正内容（見直し）

外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除が認められないこととなります。

改正の解説

外国人旅行者向け消費税免税制度を不正利用し、多額・多量の免税購入物品を国外に持ち出さずに国内で横流したと疑われる事例が多発している現状に対処するため、当該制度で免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除が認められないこととなります。

	現行	改正後
免税購入品を仕入れた場合	仕入税額控除できる	免税購入品と知りながら仕入れたときは、仕入税額控除できない

●適用時期

令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れから適用されます。

改正内容（見直し）

適格請求書発行事業者以外の取引先から課税仕入れを行った場合に適用される経過措置が、課税仕入れが年間10億円を超える取引先に関しては、その超える部分について認められないこととなります。

改正の解説

適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行った場合には、本来は仕入税額控除が受けられませんが、経過措置として令和8年9月末までは80%、令和11年9月末までは50%の仕入税額控除が受けられます。

しかし、今回の改正により、**一の適格請求書発行事業者以外の者**からの課税仕入れの合計額が**一事業年度で10億円を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについては当該経過措置が適用できず、仕入税額控除が受けられないこととなります。**

	現行	改正後
適格請求発行事業者以外の者からの課税仕入れ	全額適用対象	一取引先につき10億円までの課税仕入れが適用対象

●適用時期

令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

改正内容（見直し・廃止）

自動販売機や自動サービス機による課税仕入れ、使用の際に帳票が回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限る)は、**帳簿への「住所等」の記載が不要**となります。また、令和5年10月1日以後の課税仕入れについても、運用上、帳簿に住所等の記載は不要となります。

改正の解説

インボイス制度開始により、請求書等の交付を受けることが困難である下記のような取引については、制度開始以前から求められていた一定の事項に追加で住所等の記載が求められていましたが、**その住所等の記載が不要**となりました。

- (1) 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引で、一の取引が3万円未満のもの
- (2) 適格請求書の交付義務が免除される自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等で、一の取引が3万円未満のもの

●適用時期

令和5年10月1日以後の取引が対象となります。

5. 納税環境整備

改正内容（見直し・拡充）

e-Taxを使用する方法等による、提出義務制度の判定基準が引き下げられます。

改正の解説

提出義務の対象となるかどうかの判定基準となる、その年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数が、**現行の100枚以上から30枚以上に引き下げられます。**

●適用時期

令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用されます。

ご留意事項

本資料は、「令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月14日発表）」及び同日時点で公表されている資料に基づき作成しております。そのため、改正法の具体的な内容や解釈は、法律が制定される過程で変更される可能性があることにご留意ください。

また、本資料の内容は、あくまで税制改正大綱を解説したものであり、特定の個人や組織を前提とした税務上の見解を示したものではありません。特定の個人や組織を前提とした税務上の取扱いの変更の有無を具体的に検討される際は、本資料の情報のみを根拠とせず、特定の個人や組織の状況を理解した専門家にご相談のうえ、ご自身の責任でご判断ください。

さらに、本資料は、弊社の解釈に基づいて解説したものであり、裁判所、税務署等の公的機関や税理士会が本資料に記載された弊社と同様の解釈に基づく結論や論理を採用することを保証するものではありません。

